

社会福祉法人 尾道さつき会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

社会福祉法人尾道さつき会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35並びに社会福祉法人尾道さつき会定款(以下「定款」という。)第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本法人の主たる事務所で週5日勤務する理事長及び業務執行理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、役員等が第3条に定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び賞与、退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分する。

(役員等の業務)

第3条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関等による監査の立会い
- (4) 上記以外の業務
 - ア 法人及び施設運営のための業務
 - イ 役員等の研修会への参加
 - ウ その他理事長が必要と認めた業務

2 役員等の報酬及び費用弁償は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

(常勤役員の報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額報酬は、別表1に定める額
- (2) 賞与は、別表2に定める月算式により算出される額
- (3) 退職慰労金は、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当は、尾道さつき会給与規程第12条の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬の額の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表4の区分に応じた額とする。

(費用弁償)

第6条 非常勤役員等が第3条の(1)から(3)の業務を執行する場合は、費用弁償として次の表に定める旅費を支給する。

区 分	金 額	摘 要
車賃(1 k m)	35 円	自宅から目的地までの片道の距離に対し支給
有料道路料金	実費	
公共交通機関料金	実費	

- 2 非常勤役員等が第3条の(4)のアの業務を遂行する場合は、勤務実態に即し尾道さつき会給与規程第12条に定める通勤手当の額を支給する。
- 3 役員等が第3条の(4)のイ及びウの業務を遂行する場合は、報酬及び尾道さつき会旅費規程を適用して実費弁償を支給する。

(報酬等の支払方法)

第7条 役員等の報酬及び費用弁償は、原則として毎月25日とする。ただし、支払日が休日また土曜日の場合にはその前日とする。

- 2 報酬等の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとする。
- 3 第1項の報酬及び費用弁償は、通貨で直接支払う。ただし、役員等の同意を得た場合には、当該役員等が指定する銀行等の預金口座への振込によることができる。

(適用除外)

第8条 当法人の施設・事業所の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

- 2 職員を兼務する理事が、第3条の(4)のイ及びウの業務を遂行する場合は、尾道さつき会旅費規程を適用する。

(公 表)

第9条 本法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年10月10日(評議員会の議決日)から施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職等	報酬の額
理事長	月額 500,000円
業務執行理事	月額 300,000円

別表 2 (常勤役員の賞与)

6月賞与	報酬月額×1.5か月分
12月賞与	報酬月額×1.5か月分

別表 3 (常勤役員の退職慰労金)

在職年数	報酬月額に対する支給基準
1年	月額報酬×0.5
2年	月額報酬×1.0
3年	月額報酬×1.5
4年以上	月額報酬×2.0

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区 分	報酬日額
評議員会への出席	10,000円
上記以外の業務	10,000円

(2) 理事

区 分	報酬日額
理事会への出席	10,000円
上記以外の業務	10,000円

(3) 監事

区 分	報酬日額
理事会への出席	10,000円
監事による定期又は臨時監査業務	12,000円
行政機関等による監査の立会い業務	10,000円
上記以外の業務	10,000円